

# 公 告

社会福祉法第 120 条第 2 項の規定に基づき、令和 7 年 8 月豪雨水害に係る災害等準備金の拠出について、下記のとおり公告します。

## 記

### 1 拠出の趣旨

熊本県では 6 市 4 町及び県域で 11 か所の災害ボランティアセンターを設置、助成を行っているが、自県における災害等準備金のみでは対応できない状況となっている。

熊本県共同募金会から全国の共同募金会の災害準備金の拠出依頼があったことを受け、中央共同募金会の調整の元、本県の災害等準備金（令和 4 年度から令和 6 年度積立総額の 1 / 3 の 1 / 12）を拠出し支援する。

### 2 拠出先

熊本県共同募金会

### 3 拠出額

290,000 円

令和 7 年 12 月 10 日

〒780-8567 高知市朝倉戊 375-1

社会福祉法人 高知県共同募金会

会 長 山 元 文 明

